

井戸川かわら版

井戸川裁判
(福島被ばく訴訟)
ニュース

発行：井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会 発行日：2016年8月31日
〒347-0055 埼玉県加須市中央2-7-6 東電原発事故研究所内
E-mail idogawasasaerukai@yahoo.co.jp 電話 080-4865-3159(稲垣)
Webサイト <http://idogawasupport.sub.jp>

No.2



2009年10月25日 国主催の原子力防災訓練。例年は県主催、4年ごとに国主催で行われる。

訴追に至った経緯

子どもを被ばくから救出するために
核の平和利用に警鐘を鳴らすために
綺麗な環境を取り戻すため
正論を言う為に立ち上がりました

“民をだまし大地と海を汚した 東電と政府の責任を問う”

2015年 11月 6日 井戸川克隆

コラム 俺の話を受け！ 「事故前の大事な約束」についての所感 ～『訴訟に至った経緯』まえがきの解説 井戸川 克隆

「東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」が、発電所と福島県並びに双葉町・大熊町との間に「東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域住民の安全の確保を目的として次のとおり協定する」として結ばれていた。昭和51年4月1日実施、昭和57年3月30日実施、平成3年4月1日実施、と改訂を重ねていたが、事故は起きてしまった。

この協定書は、第1条から第16条までのシンプルなものだ。この協定を事故後に見ると、事故を想定したものではないことは明らかだ。この原案は誰が考えたものか、実に良くできている。事故についての細かな対応と責任の所在は明記されておらず、非常事態は起きない仮定で作られたようである。また、国を入れていないのもおかしいことだ。原子力行政に規制権限のない県と地元自治体だけの見せかけでは意味がない。

おかしいことは幾らでもある。第12条(*注1)の損害補償という文言は、曖昧模糊としていて意味不明だ。数字がないので被害者からは無限大と解釈できる。しかし、加害者の東電からすれば「ここまでですよ」と言い換えられてしまう恐れが潜んでいる。ここにも核の平和利用に潜む怪しい影が見て取れる。それは、事故で放出された放射能が、怪しい人物たちの屁理屈によって覆い隠されていることが実証している。

一方、罰則規定や数字の入っていない協定書であっても、無効ではない。原発は壊れるとは書いていないし、補償の限度についても書いていない。今回の事故によって、事故前の環境とは遠く及ばないほどに大量の放射能が放出され、周辺地域住民の安全は完全に壊されている。これは本協定違反に当たり、東京電力は誠意をもって補償しなければならない。補償も時間の限りも書いていない。補償を免責することも含まれていない。周辺地域住民は安全の確保をどこまででも求めればよいと理解できる。

この協定には何人も横からの介入はできない。あくまでも紳士協定で特約条項は付いていないからだ。国は、勝手に介入すれば協定違反になることを知っておくべきだ。

さて、原子力政策には様々な法律があることは皆さんもご存知だと思う。どれを見ても事業者と国は責任を取ることがないように作られている。限りなく国民が損をして、原子力利得者たちは守られるように仕組まれている。この巧妙な仕組みが今度の事故で明らかになった。事故前には事故を想定させるような予防策はマイナスだということで作らなかったこと、事故防止のためにあった原子力安全・保安院は職務を遂行せずに事故現場から

逃亡していたこと(マスコミで取り上げられていない)、これらは大きな汚点として歴史に残ることになる。国民の皆さんは、東電が現場から退避したとかしないとか、マスメディアで大きな問題にされていたことをご存知だと思う。この時の政権は鬼の首でも取るかのように東電を悪く言っていたが、総理の部下(原子力安全・保安院の保安官)たちが、事故現場から逃避していたのをご存知だったのだろうか。ご自分の足元が瓦解していたのである。この時の体制がとった行動と判断によって、今の私達の苦しみが発生した。その時の保安官たちは、今は規制庁の職員に収まっている。事故前、私は時々この責任を放棄した保安官たちと料亭で飲食を共にしていた。当時の職員の名前はもちろん覚えている。彼らは正義の味方、即ち双葉町民を危機から守る勇士然としていた。2年くらいしか現場にいないキャリア官僚で、原発現場を奥底まで見通せる者に出会ったことはない。彼らに安全面の監督は出来ていなかった。机上の理屈と現場の音や臭いはまるで違う。手で触るだけで診断できるくらい精通していないと現場監督にはなれない。気位だけで通用する官庁には専門家は生まれない。せいぜい発達するのはウソの付き方の上手さで、言葉遊びの達人になれるだけだ。

基本ルールを定めたこの協定書は、中央政府がどのような後付法律を作ろうとも、これを越えることは出来ない。ゴルフのコンペに例えれば、どこでも誰でも守るべき共通ルールがあって、当日にはゴルフ場固有のローカルルールが示される。これがすべてを越えたルールとしてコンペが行われる。

私はローカルルールのこの「協定書」を最上位に置いて裁判をしていくことにしている。東電の原発事故対応で“悪意”のある部外者たちがいろいろ後付で決めているが、私達町民にとって、この協定書が最上位の憲法に当たると考えている。このことを皆さんには是非理解していただきたい。この協定書にないことを決める時には、一部のみなし公務員たちだけではなく、町民総参加の下で決めなければならないと考えている。

私が長年建設業を生業としてきた経験から、最後に一言。**東電の現場監督をしていた保安検査官が、共通仕様書並びに独特のローカルルールである特記仕様書(固有の条件を付記した工事のための仕様書)等の通りに検査をしていれば、事故は防げたのである。高級官僚として高級な監理監督をしていれば尚更である。**事故の真相に迫ると、何の資格も経験もない、あるのは発注者の立場の公務員というだけで監督員になれる制度は早くやめたいところだ。

*注1

第12条【損害の補償】

発電所の保守運営に起因して地域住民に損害を与えた場合は、丙(東電)は誠意をもって補償するものとする。

大地震・原発事故の現実 幾田慎一



皆さんこんにちは。ここ数年前から世界的に異常気象に見舞われています。日本でも各地で初夏なのに真夏の気温になったり、地震も頻繁に起きています。本当に心配です。

2011年3月11日午後14時46分、自分達はかつてない大地震を体験しました。ここでその時の様子をお話したいと思います。

それなりの余震は何度となくありました。1週間ほど前ですか、飲んべい仲間数人といつものように飲んでいる時に、冗談半分真面目半分で、近いうちに絶対大きな地震が来る、と話をしながら美味しいお酒を飲んでいました。自分も地震が来る2日前に、虫の知らせか何か変な胸さわぎがあって、店(酒店)にある値段の高い商品を空のビールケースに入れ替えて、店の中ほどに25ケースほど、重ねて置いていました。

その2日後に東日本大地震が来たのです。その時は、「また地震だ!」と思っていたのですが、今までの地震とは違い揺れが収まらず、だんだん縦揺れ横揺れが大きくなり、揺れる時間も長くなりました。家の中では、天井に付いていた蛍光灯、茶たんす、下駄箱、洋服タンス、あらゆる物が音をたてて崩れ落ちました。ガラスや食器類は粉々に割れて、足の踏み場もありませんでした。このままでは家が崩れて命の危険があるので、外に飛び出しました。揺れは収まるどころか、ますます激しさを増して、男の自分でも立ってられず、道路に座り街灯にしがみついて、揺れが収まるのを待ちました。

その時自分の目に入ってきたのは、舗装された道路が何度となく波をうっている光景でした。近所の家は音をたてて押しつぶされ倒壊し、地割れや大きな揺れは収まる気配がなく、このまま死ぬのではないかと思いました。幸い自分の家は倒壊は免れましたが、家の中はこれでもかと言うくらいにめちゃくちゃに全ての物が壊れ、足の踏み場もありませんでした。この時間が、凄く長く感じられました。

少し揺れも落ち着いて直ぐに頭に浮かんだのは、子供たちのことでした。初めに安否を確認しようと、南相馬市で仕事をしている息子の携帯に電話を掛けましたが、パニック状態でつながりませんでした。娘は目の前の高校でしたので、安否確認はすぐに出来たので安心しました。それから4時間以上過ぎてから、息子も無事に帰って来たのでホッとしました。

まだまだ続く揺れの中で、6号線から西の地区は停電はしていなかったのですが、取りあえず家の中の片づけをして、暗くなってきたので寝る所を確保しなければと、子供たちと奮闘しながらの大掃除です。部屋中ガラスの破片だらけで掃除機が直ぐに詰まり、何度フィルターを替えたか数えきれないくらいで、大変な思いをした記憶があります。

テレビもニュースで地震情報を報道していましたので、電気もテレビもつけたままで朝をむかえました。明るくなって直ぐに、近所の人達と昨日の地震の大きさを話している時にも、地震は容赦なく襲ってきました。午前6時50分頃に双葉高校の生徒が来て、「急いで県道288号線(郡山方面)をできるだけ遠くへ逃げて下さい」とのことでした。当時は寒かったので、最悪車の中で寝ることになると思い、厚手の毛布3人分を車に積み、本当に急ぎ着の身着のまま子供たちと車で出発しました。すでに288号線はかなりの渋滞で、道路が地割れや陥没している所があると、「バックだー!」と後ろの車へと声を掛け合い、道路を点検しながら移動しました。先ずは遠くに行かなくてはとの思いでいら立ちもあって、何時間経ったかは分かりません。とにかく田村市に着いたところで「避難者を受け入れます」と言われ、田村市総合体育館に案内されました。

そこは大熊町の避難場所で、中に入ると柔道のマットが敷いてある部屋とフローリングの部屋があり、入口に係の人がいて「大熊町の人ですか?」と聞かれたので、「は〜」と言ったところ係の人はハイと聞こえたのでしょうね。マットが敷いてある部屋に案内されました。

少し後から来た双葉町の友人の家族はフローリングの部屋に案内され、何で違いがあるのと聞いてきたので、自分達は大熊町民だからと、冗談で言ったら凄く怒られました。

その日は午後から寒く、外は雪が降り出していました。田村市の体育館も沢山の避難者で異常な雰囲気でした。夕方になり、誰ともなく炊出しの話が聞こえてきて、間もなくアナウンスがあり、「これから炊出しのオニギリを配りますが、すみませんが大熊町民だけになります」と。皆さん考えられないでしょう。各町村から避難して来ているのに。自分が事務所へ「今アナウンスをした人は誰だ!」と、怒鳴り込んで行きました。そうしたら誰も名乗り出なくて、再度アナウンスで1家族にオニギリ1個ずつが配られました。自分のところは3人ですが、子供たちに半分にして食べるように言いました。

避難所は、赤ちゃんからお年寄りまで沢山の人は、夜になり寝ようとしても余震は続いていますし、小さな子供達は泣いていますし、寒い寒さで寝る状態ではありませんでした。これが原発事故によって現実になっている事実です。(加須市在住双葉町民 世話人)

ふるさと双葉を追われて ふたばちゃん



2011年3月11日、午後14時46分、隣町の職場でいつもの日常生活を送っていたその時、震度6強の大地震が起きました。今までに体験したことのない大きな揺れに、その場に立ちすくむ人、泣きじゃくる子どもの声、家族を心配する声…。お客様を誘導しながら見たその時

の空は、黒い雲におおわれて不気味でした。

地震から数十分たって、消防のサイレンとともに消防団員の「遠くに逃げろ、津波が来るぞ！」と言う声で車を走らせ、家族の元へと向かいました。自宅に帰るまでにかかる時間は通常30分、地震でいつも帰る道路は陥没し、通れる道は限られおり、長時間かかって自宅にたどり着きました。

家族は自宅には戻っておらず、心配だった私は車を自宅付近に止め、歩いて周りを探すのにどれくらいの時間がたっていたのでしょうか。地震は常に起き、辺りは真っ暗になり、あきらめて自宅に戻り、夜は寒くなるので毛布を取ろうと家の中に入りました。

家の中は地震で物が倒れており、足の踏み場もないくらいの凄惨な状態でした。毛布を探そうと電気をつけましたがつかず、携帯電話の明かりを頼りに毛布を数枚持って、近くの避難所へ向かいました。避難所は歩くスペースがないくらいのたくさんの人で、その中に家族と知人が一緒に避難しているのを見つけ、その日は避難場所で一夜を過ごしました。

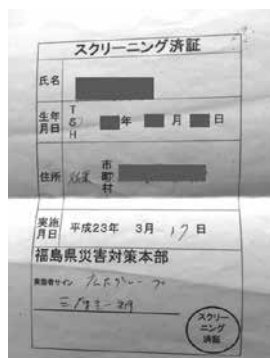
何度も続いた余震で眠れずに迎えた朝、役場職員の「遠くへ避難して下さい」との声で、避難所にいた人たちは皆、車に乗って移動を始めました。すでに道路は車が長蛇の列となっており、少ないガソリン保たせるのに、停まるたびにエンジンを切る、の繰り返しでした。

次に向かった避難所は、福島県川俣町の小学校内の体育館でした。着いて早々に場所を確保し、家族と知人でかたまり、配布された毛布にくるまって寒さをしのいでいました。避難を始めてから最初に口にした食事は、一人に一つ渡るか、掌もないくらいの小さなおにぎりでした。その時、近くにいた小学校低学年の子の「お母さん、半分こね」と言う声が聞こえ、やるせない気持ちになりました。

一夜明けた朝、配布された新聞を見て、東電福島第一原発で事故が起きたことを知りました。多くの町民が、その時ここには危ないと思ったに違いありません。あの時、何も知らされていない町民は、すぐに移動が出来るよう、ガソリンや食料や着る物を求めて、町へ何日もかけて探しに出かけたのでした。その時、原発からは大量の放射性物質が放出されたとは知らず、被ばくさせられたのです。

物が多くあるこの時代に、お金があっても物が買えないつらさ、食べ物のありがたさが身に染みてわかりました。

川俣町での避難生活8日目の朝、双葉町役場の職員の説明があり、双葉町民は県外へと避難することになりました。持ち物を必要最小限にまとめてバスが来るのを待ちました。バスへ乗



被ばく検査済証=県外に出る通行証

り込む私たち町民に、川俣町の住民の方が何人か見送りに来られ、涙の別れとなりました。

バスでの移動中、それまで見慣れていた景色を窓越しに眺めながら、「これからどうなるのだろう…」と私の頭の中は不安でいっぱいとなり、福島を後にしました。

バスが高速に乗り何時間か走っていると、ガソリンスタンドでガソリンを買い求める人たちの車が数珠つなぎに並んでいるのが見えました。やはり、高速道路内でもガソリン不足になっているのだと感じました。

バスは数時間走って、次の避難者受け入れ先である「さいたまスーパーアリーナ」へ到着しました。さいたまスーパーアリーナは、双葉町民とそれ以外の被災者も含め何千人もの避難所となっていました。そこには多くのボランティアさんと、沢山の支援物資が集まっており、食べ物や着る物の心配はありませんでした。今までの辛い数日間が、少しホッとさせられる時間でした。その中で、人の温かさをこれほどまでに感じさせられたことはありません。そこで10日余り過ごした後、埼玉県加須市にある旧騎西高校に避難することになりました。こうしてこれからどの様になるのか、どうすれば良いのか、不安と絶望の中での避難所生活が始まりました。

地震だけなら帰ることが出来たのに、原発事故により、自然がたくさんある私達の美しい故郷を、一瞬で全て失うことになりました。今もなお高い放射線量の影響で、正直、何百年単位で帰ることが出来ないと思っています。

旧騎西高校での生活は、毎日が大変でした。教室にはお年寄りから若い人、赤ちゃんまで大勢の人達が避難を余儀なくされていました。間仕切りがなく、一人一畳のスペースでの生活。当時はお風呂がなく、自腹でお風呂屋さんに行ったり、洗濯をするためにコインランドリーにも通っていました。提供される食事は揚げ物が多い冷めたお弁当のため、お年寄りや残される方が多かったように思います。温かい食事や新鮮な野菜を口にすることが出来たのは、ボランティアさんによる炊き出しの時だけでした。その時一緒に提供される温かい味噌汁が、一番の喜びであり楽しみでした。

避難所で数ヶ月間生活をしていましたが、不自由さを感じ、借り上げ住宅に移る決心をしました。



2016年 自宅近くに積まれたフレコンバック

震災から5年が過ぎた今でも双葉町は帰還困難区域のままです。目で見ることが出来ない放射能を発する核物質の入った黒い袋が多く積み上げられたことによって、震災前の風景が壊されてしまいました。さらに、黒い袋が一カ所に多く集められたことにより、放射線量が高くなっています。いつ帰れるかわからない故郷を思いながら、日々過ごすことになってしまいました。(双葉町民)



井戸川克隆氏講演レポート

～原発事故とは多くのウソで国民を騙すこと 榊井道典

6月26日(日)、新座市東北コミュニティセンターにて、原発と暮らしの学習会主催の第3回講演会「3.11から生きていく」が開催された。当日の井戸川克隆さんの講演「原発と民主主義 その2」をレポートする。

* * *

■原発立地「薩摩川内市・伊方町」訪問

条例規則や避難計画についての討論をしたいと思い、事前学習をして原発立地の2自治体を訪問した。

まずは薩摩川内市に行ったが、訪問予告をしていたのに断られ、災害対応の課ではなく総務課に行った。「原発事故の避難は“住民の義務”ではない。そう思い込まされているだけ。原発事故を起こすのは民間企業であり、法が避難を決められない。事故が起きる前に原発を避難させなさい。何であなた方が避難しなければいけないのか」と言ってきた。

次に、以前から職員や物産で交流のあった伊方町に行った。薩摩川内の経験から、あえて予告なく災害担当ではなく総務課に行き、旧知の職員に会い総務課長と話をしてきた。日本国憲法、世界人権宣言の理念のもと「伊方町人権尊重の町づくり」という立派な条例が作られ、その中の「伊方町総合補償規程」には、免責事項として「核燃料物質、放射能汚染、放射線照射には補償金が支払われない」とある。「放射能から避難する計画があるのに、放射能に汚染されても補償金を払わないというのはおかしいのではないかと、問題提起をしてきた。業務経験から何事も法令規則が出発点。原発問題もそこから語っていきたい。

翌日、愛媛県庁に行って県議会を傍聴し、知事にも会い、避難生活の悲惨さを伝えてきた。町民の食中毒が怖くて弁当にしたこと、町民が鰻を食べていると「避難民のくせに鰻食っている」、パチンコ屋でも「避難民のくせに」、夜の酒場でも「避難民のくせに」と言われたこと。どこにも行き場のない中で皆は委縮するし、町長として気が休まることはなかった。

ご存知の通り、原発事故とは多くの嘘で国民を騙すこと。皆さんの人権を安売りするな！ 今後、浜岡・東海

原発・薩摩川内・伊方でということが起こるか、皆さんにも影響がある。今、埼玉だって放射能濃度は高い。自分の権利をどう守るのかということですよ。

■事故原因

事故の原因は、現場・本店・監督官庁の3か所で異なる。現場では、「自然災害・想定外・人災」の3区分があるが、本店・監督官庁で起こる事故の原因は「人災」に限られる。東電本店は「自然災害・想定外」の事故と言うけれど、想定し得る事故であり、絶対安全と言われて、そう思い込まされていた私たちの方こそよっぽど想定外である。そもそも想定外とは、存在しえないことのはず。壊れることを想定していない間違った規格基準で合格OKと言っているだけだ。

人災は「テロ・戦争等の外部要因」、「ヒューマンエラー等の内部要因」に分けられるが、どちらも想定外ではない。原発を持っていて免責されるのはおかしい。免責とさせないのは「世論の力」である。東電には事故前から「劣化しているぞ、力量落ちているぞ」と言ってきた。5,6号機の点検で、5号機のを6号機につなぐという簡単な結線ミスでエラーも起こした。原発企業は、経営者も含めマンパワーが欠如していた。責任の意識は事故前から無く、笑ってごまかしていた。トラブルがあっても自分のいるうちはトラブルにしない→先送り→繰り返し→大きな事故になる。これを隠すために、首長・議員相手のロビー活動を行っているのだ。

■国民の問題

原子力関係の法律はたくさんある。皆さんが知っておくべきものを一部だけ列挙した。

【国の場合】原子力基本法、原子炉等規制法、原子力災害対策特別措置法、災害対策基本法施行令(抄)、原子力損害の賠償に関する法律

【県の場合】原子力災害対策特別措置法、災害対策基本法施行令(抄)、県連絡調整会議設置、安全確保に関する協定書、通報連絡要綱、安全確保技術連絡会、福島県地域防災計画

【市町村の場合】災害対策基本法施行令(抄)に有る地方公共団体の役割、双葉町地域防災計画、第5章 部門別地域防災計画、原子力災害対策計画

東電を救うために、国は賠償や廃炉費用に税金を投入できる法律をどんどん作っている。原発行政は国ではない。最近見つけた資料では立地の地方自治体に多くの仕事を割り振り、「地方自治体は避難民の救助のためにヘリを用意」とまで書いている。国は何をやるかということ「国は情報を提供する」と。だから原子カムラは栄え、国民は損をする。県は、損害賠償請求をする県民のためにやるべきことをやらずに責任放棄している部分がある。私たち避難民はどうなっているのか。“避難”については書かれているが、“避難生活”については書かれておらず、在来法で処理されている。皆さんは、今日が明日に続くように日頃から避難の準備をしておかなければならない。

■事故後の実態

原子力災害対策特別措置法(原災法)は、原子力事故が起こった時の国の行為を定めている。

10条通報：避難準備 15条通報：避難開始

事故後の対応について、東電は、審議官によるメルトダウン発表までは原子力防災訓練通りだった。発表後の審議官交代を機に官邸が不当介入。情報を捻じ曲げた。

国は、「原子力緊急事態宣言」と「避難指示」を出すことが原災法で定められている。東電から15条通報の出た夕方5時に出すべきだった「原子力緊急事態宣言」は、2時間遅れて7時に、避難指示は「直ちに影響はない」と、翌朝5時44分になった。

福島県は、県内55市町村に避難指示のような発令をすべきところ、義務を果たしていない。県民を避難させるべきなのに、風評被害を恐れ、応援を頼み、多くの国民を被ばくさせた。福島県はスクリーニング(どのくらい被ばくしたかの検査)の基準値を6,000cpm から100,000cpm に引き上げ、県外への避難を妨害した。これが今につながっている。私は避難指示を出し、放射線のできるだけ少ない所へと、埼玉に避難した。

忘れてはならないことは、①山下俊一氏は100mSvが安全だと言った。その根拠はどこにも書いていない。②長瀧重信氏は、ヨーロッパの講演で福島の汚染はチェルノブイリの10倍と言ったのに、日本での講演では、1/6とか6%とか言っている。スピーディの情報隠し、ヨウ素剤の未配布の問題もある。

最後に、今回の事故で100mSv を浴びた者はいないとされている。最近見つけた資料によれば、私たちは1,000mSv(1Sv)~5,000mSv(5Sv)の環境にいた。ベ

ントと爆発によって。被ばく量調査サンプルの浪江町や飯館村と比べても恐ろしい被ばく量だった。嘘ではないと思う。15条通報が出た11日の夕方に避難させておけば、こういう環境にはいなかった。ここ埼玉でもいっぱい被ばくしている。自分は関係ないではなく、今後どうするか、どう自分を守るか、考え方を変えていただきたい。

●質疑応答

①水俣訴訟との違いとADR(*注1)について

色々な問題に関して法律がない。原発事故が事故ではなく、責任所在不明の災害とされた。事故を起こしたもののへの罰則規定はないが、国民には義務規定がある。私が裁判やっているのは、何かのきっかけをつくろう、裁判を通じて知りえている証拠を出して、損害の実態を世に知らしめたい、代表訴訟みたいなものである。ADRの利用者は妥協を迫られるのではないか。法に罰則規定がなかったことは、行政の不作为。

②ニュース報道・談話等について

私たちは「生(なま)」を経験し、実害を受け、受けた被害に対して怒っている。私は裏付のあることを話している。

③被ばく量について

被ばくはしているが、数字は分からない。右往左往して逃げるだけで精一杯。空から原発の塵やらごみが降ってくるその真下にいた。身体の症状は「美味しんぼ」に書かれた通りである。

*注1：原子力損害賠償紛争解決センター

【参考図書】

- ・下記、井戸川裁判オススメ図書1・2参照
- ・『美味しんぼ「鼻血問題」に答える』雁屋哲 遊幻舎 2015 (新座市在住 世話人)

傍聴に来て
ください！

井戸川裁判オススメ図書 by井戸川克隆

- 1 『なぜわたしは町民を埼玉に避難させたのか』
井戸川克隆、佐藤聡 駒草出版 2015
- 2 『井戸川裁判 その1 訴追に至った経緯』
井戸川克隆 2015
- 3 『原発業民 フクシマ5年後の真実』
日野行介 毎日新聞出版 2016
- 4 『地方自治ポケット六法』
地方自治制度研究会 監修、学陽書房編集部 学陽書房 2016
- 5 『チェルノブイリの祈り 未来の物語』
スベトラーナ・アレクシエービッチ 岩波書店 1998
- 6 『福島原発事故 県民健康管理調査の闇』
日野行介 岩波新書 2013
- 7 『福島原発、裁かれないでいいのか』
古川元晴、船山泰範 朝日新聞出版 2015
- 8 『福島から問う教育と命』
中村晋、大森直樹 岩波書店 2013
- 9 『封印されたヒロシマ・ナガサキ 米核実験と民間防衛計画』
高橋博子 凱風社 2008
- 10 『セバスチャンおじさんから子どもたちへ 放射線からのいのちを守る』
セバスチャン・ブフルークバイル 岐阜環境医学研究所 2013

ご案内

◆福島被ばく訴訟(井戸川裁判)第4回口頭弁論期日

日時：2016年9月7日(水) 10時開廷

場所：東京地方裁判所103号法廷

*傍聴券抽選の場合、9時40分から抽選開始

*事前集会 9時20分~40分 東京地裁正門前歩道

*裁判報告集会(弁護士・原告による)11時30分~15時

衆議院第一議員会館大会議室、無料

問合せ：080-4865-3159(事務局 稲垣)

会員募集・寄付のお願い

「井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会」では会員を募集しております。皆様のお力が原告の支えになります。また、寄付によるご支援も歓迎いたします。何卒よろしく願いいたします。

入会を希望される方は、郵便振替用紙に以下事項を記入の上、年会費1000円をお振込ください。

- ・通信欄：振込の名目「会費」「寄付」など
- ・郵便番号・住所・氏名・電話番号・メールアドレス

口座番号：00110-6-361267

口座名義：井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会